

第1回三重県子ども政策検討会議 議事概要

日時：令和6年5月7日（火）18:00～20:00

場所：レンタル会議室 プロム津駅前（三重県津市羽所町 380-1）

※WEB会議システムを併用 ※傍聴者数：2名

【委員（敬称略）】

阿部彩、井上珠美、内別府成参、小畑英慎、垣本美和、北村弘和、木原剛弘、古賀悠歩、榊原智子、志治優美、竹村浩、対馬あさみ、津西高校生徒、野村豊樹、林康子、廣瀬純子、松浦直己、松田茂樹、宮部夏維

1 要旨

三重県子ども条例の改正、三重県子ども計画（仮称）の策定にあたり、第1回三重県子ども政策検討会議を開催し、委員（有識者、子ども施策関係機関の代表者、子ども・子育て支援団体の代表者及び子ども・若者当事者等）から、子ども・若者の現状と課題、必要な支援等について、ご意見をいただきました。

2 主なご意見

（1）子どもの権利について知ることの大切さに係る意見

（志治委員）

- ・子どもが自分の権利を知ることが一番重要である。子どものわがままと捉えている大人もまだまだいるので、権利という言葉を使うのが怖いという声も聞く。子どもの権利について、子どもだけでなく、周りの大人も知っておくべきである。まずは、権利教育が重要で、権利があることを知っているのと、侵害されたときに敏感になる。権利意識を上げていくことがとても重要である。

（井上委員）

- ・「知らない権利は守られない」という言葉に出会ったことがある。自分にどんな権利があるのかということを引きちと教育啓発していくことが大切である。

（林委員）

- ・子どもの権利の4つの柱について、知らないと答えた小学生が約7割、中学

生が約6割という状況になっていることが、一番の課題だと感じる。これから、子ども条例の改正や子ども計画の策定をしても、義務教育が頑張らないと、知られないまま終わっていく。周知徹底を図っていくにはどうしたらいいのか、考えていきたい。

(廣瀬委員)

- ・子ども自身が権利を知ることが大事だというご意見があったが、いずれ社会に出て働く上でも権利を知っておくことが非常に重要である。労働法など働く者としての権利を知っていないと、長時間労働やパワハラなどのトラブルに巻き込まれることが非常に多い。教育の中で労働に関する権利についても学ぶ機会を設けていただきたい。そのことが子ども自身を守ることにつながる。

(2) こどもの意見表明に係る意見

(宮部委員)

- ・私は児童相談所の一時保護所の協力員をしている。こどもの処遇を決めるときに意見を聴く制度はあるが、実際その制度についてこどもが正しく理解できているのか疑問を感じる。大人がこどもの立場に寄り添って制度を利用できるようにしているのか疑問を持っている。

(宮部委員)

- ・私が通う学校でも、LGBTなど多様性が認められるようになってきているが、教員や親の理想を多少押し付けられているのではないかと感じるところがある。こどもの意見表明権がしっかりと制度として成り立っているのか、疑問を呈したい。

(志治委員)

- ・意見を表明できるこどもばかりではない。アドボカシーの役目として、意見表出支援、意見形成支援、意見表明支援、意見実現支援という4段階の支援がある。その中で、意見表出が1番の問題であり、こどもには力がないからこどもには任せられない、大人が決めてリードしなければいけないといった考え方が根強くある。まず、こどもが安心して意見表出できる社会を作っていきたい。そのような環境や風土をつくっていくためには、多くの県民を巻き込んでいくことが必要である。

(木原委員)

- ・子どもたちが意見表明するためには、もっと多くの保護者や教員がしっかりと子どもの捉え方を変えていく必要がある。一方的に支援するのではなく、子どもと一緒にあってフォローしていくということをしなければ、子どもが活躍していくことが叶わないのではないか。

(竹村委員)

- ・チャイルドヘルプラインでは、子どもたちの気持ちを受け止めることをまずやって、それが子どもの意見になっていくということがある。子どもたちの思っていることと、大人が思っていることには大きなずれがある。この会議に子どもが参加していることは大きな進歩である。

(3) 子どもに情報を伝えることの大切さに係る意見

(志治委員)

- ・一時保護所を出た後にどのような選択肢があるのか、子どもに十分に説明されていないため、子どもが自分で選択することができない。子どもの力を信じて、子どもにたくさんの情報を渡すことが重要である。

(対馬委員)

- ・子どもたちに選択肢がないといつも感じている。選択肢がないのは、どのような支援があるのか情報を知らないからである。家庭の環境などで情報を得ることができない場合や、子ども自身が諦めている場合もある。子どもたちに情報を届ける方法の一つとして、子どもたちが自由に通える居場所に安心して自分の気持ちを話せる大人がいることがとても大事である。また、家庭の状況を知っている学校の先生が、必要な情報を届けることができることよい。

(宮部委員)

- ・児童福祉に関する教育を受けた記憶があまり残っていない。そういった教育がまだまだ少ないのではないかと感じている。子どもに関する政策を作っても、それを子どもに知ってもらわないと意味がないと思う。

(林委員)

- ・児童福祉に関して、子どもたちに周知が図れていないという意見が出たが、これについては義務教育の責任の重さを感じている。どのように周知徹底を図れば、子どもたちだけでなく、施策を展開する行政、子どもに教える教員にまで届いて、自分事として取り組んでもらうことができるのか、そこが大

事だと感じている。

(志治委員)

- ・学校に期待するところは大きい。学校はほとんどのこどもが通っていく場所なので、学校でこどもの権利や児童福祉に関する教育ができると効果は高いと思う。また、私たちNPOも専門家なので、NPOの力を使うことも考えに入れておいてほしい。

(4) こどもの居場所に係る意見

(津西高校生徒)

- ・こどもの居場所づくりが大切だと感じている。私が小学生の頃、公園のトイレで暴行事件があったが、トイレが死角になる場所にあったため、公園で遊んでいた人は誰も気がつかなかった。海外では、遊具の近くにトイレを設置するなど、トイレの見通しがよくなっていることが多いようである。それに対して、三重県の公園のトイレは見通しが悪い場所にある上、防犯ブザーや防犯カメラが設置されている公園は少ないように感じる。こどもたちが安心して遊べるように、公園のトイレの安全性を高めることが必要である。

(廣瀬委員)

- ・こどもたちの居場所や学びの場として、図書館が非常に重要な役割を果たすのではないか。三重県の図書館は車がないと行きにくい場所にあることが多いが、亀山市では、駅前に図書館ができて、学生たちで非常に賑わっている。図書館が駅前などこどもたちにも行きやすい場所にあることが望ましい。

(5) こどものインターネットの利用に係る意見

(津西高校生徒)

- ・最近では、小学生でもスマホを使用しているこどもがたくさんいて、個人情報簡単にネット上に流してしまったり、誹謗中傷を受けていじめに発展したりするなど、いろいろなトラブルが発生している。私自身は中学生の時に、SNSトラブルに遭い、怖い思いをしたことがある。小さい頃からSNSの使い方を学び、危険性を知っておくことが大切である。また、スマホの使い過ぎによる視力の低下などの健康被害の問題も深刻になっている。

(林委員)

- ・朝から眠そうに学校に来るこどもや体調不良のこどもがいるが、その背景に

は夜遅くまでスマホやゲームをしていることが関係している。誰か分からない相手に、ネット上で個人情報教えてしまう問題も起きている。ゲームをする時間が増える一方で、学習時間は減っている。ゲームやスマホによる、健康被害、学力への影響、人権侵害は課題だと感じている。

(6) こどもの貧困に係る意見

(阿部委員)

- ・こどもに関する問題、例えば、いじめ、不登校、ゲーム依存、ヤングケアラーの問題等は、すべて親の経済状況と非常に強い相関があることが分かっている。本日の議論の中で、こどもが一枚岩のように一括りに語られているが、こどもの中での格差が非常に大きくなっている。権利に関する意識、情報を得る力や処理能力、相談相手やオンブズマンなどに繋がろうとする能力にも大きな格差がある。親の経済状況による格差を抜きに政策を作ると、取り残されてしまうこどもがいることを非常に懸念している。貧困のこどもたちのことも視野に入れながら議論していただきたい。

(井上委員)

- ・こどもの中での格差についての意見があったが、県立高校においても、家庭環境も含めていろいろな課題を抱えている生徒と、進学に向けて進んでいる生徒では、生徒の置かれている状況にかなりの格差があると感じている。

(林委員)

- ・10年ほど前に、こどもの学力が、親の学力や年収と強い相関関係があるという国の調査結果が出た時から、教育に期待されているものは大きいと感じている。

(7) いじめ、不登校の増加に係る意見

(木原委員)

- ・いじめの認知件数の増加については、早めに認知をすることで学校が頑張っているということだと思う。いじめの認知がない地域や学校があることのほうが今は怖くて、重大事案につながるような解決できていない事案がどれくらいあるのか非常に気になっている。

(古賀委員)

- ・不登校の児童生徒が増えていることが課題だと感じる。不登校になると、居

場所がなくなり、周りにどのように相談したらいいのかも分からず、孤独を感じることもある。また、不登校についてどのような支援があるのか、私自身があまり知らなかった。分からないことで不安を感じることになるので、それをどう解消していけるのか考えていきたい。

(井上委員)

- ・県の教育委員会では、不登校児童生徒への支援が非常に大切だということで、令和5年度から県立教育支援センター「こもれび」を運営しているが、保護者や生徒にしっかりと伝わっていないのではないか。制度やセンターについての情報を、もっと知らせていく必要があると感じている。

(木原委員)

- ・不登校について、以前のように、学校に何か問題があるから行くことができないというよりは、自ら学校に行かないという選択をしているこどもが多くなっているのではないか。また、学校には行くもののクラスの授業には参加できないという、不登校の手前にいるこどもも増えているのではないかと危惧している。

(竹村委員)

- ・いじめと不登校を権利の問題として一緒に並べるのは違うのではないか。不登校の問題は、学ぶ権利の保障の問題である。学びの多様性を県としてどう考えるのかという問題である。

(野村委員)

- ・三重県のいじめや不登校の割合が約3%というデータが示されている。いじめはなくならないし、不登校の原因分析は難しいとの意見も出ていたが、本会議が立ち上がったので、結論が出ないにしても、考える機会にしてほしい。

(8) 児童養護施設で暮らすこどもに係る意見

(内別府委員)

- ・私は、児童養護施設で育ったが、当時は18歳になると施設を出て一人で生きていくということになり、金銭的な面や進学の面で苦しい状況だった。私の場合は、運よく、いろいろな人の協力があって専門学校に進むことができたが、みんながみんなそうはいかない。18歳になったらいきなり一人で頑張らねと言われても難しい。施設退所後の支援が課題だと感じている。

(北村委員)

- ・私が運営している児童養護施設では 30 名の定員がいっぱい、児童虐待などに伴う一時保護の打診などはお断りせざるをえない状況である。国の制度では、家庭的な養育ということで里親委託が推進されているが、里親の数が全く足りていない。20 年間、保育士として働いてきて、里親よりも施設養育の方がよいのではと思うこどもがいることも確かである。心理士や看護師などのスペシャリストが、虐待されたこどもをチームでうまくケアできるところが施設の強みである。こどもの声を聴くという視点でも、施設を希望するこどももいるのではないか。一律に里親委託というのはいかがなものかと感じている。

(北村委員)

- ・高校生の 99%はスマホを持っているが、児童養護施設のこどもたちはスマホを持っていない。児童養護施設のこどもたちも、スマホを持てるようにできないものかと思う。

(9) こどもの権利侵害の救済の仕組みに係る意見

(竹村委員)

- ・今のこどもたちの厳しい現状をふまえ、権利侵害の救済の仕組みを作って、こどもの意思に基づいて対応することが大事である。オンブズパーソン条例を別に作っている自治体もある。

(榊原委員)

- ・こどもの権利侵害の救済措置について、議論していく必要がある。こどもの権利条約についてきちんと取り組んでいる国々がどこももっているようなオンブズマンやコミッショナーの仕組みのように、専門家がこどもの権利の立場から情報を確認し、何が施策として足りないのかを分析し、改善の提案をするような機関が必要である。

(10) 少子化対策に係る意見

(榊原委員)

- ・日本の少子化対策の議論では、家庭をどう支援するかについてのトータルなパッケージの政策がない。少子化を克服した国では、こどもの権利を守るために、こどもの第一の環境である家庭を守ることが社会の責任であるという

ことが明記されている。家庭の責任がきちんと果たされるように社会としてどう責任を果たしていくのか、そこを意識して取り組んでほしい。こどもの権利のことだけを考えると、こどもを守れないということになる。

(松田委員)

- ・三重県は非常に経済力のある県だが、出生率はあまり高くなく、人口流出、転出超過がかなり進んでいる。少子化対策の観点で三重県として大事なことは、希望する人の結婚や出産が応援され、その希望が叶えられることである。また、生まれ育った地域を好きになってもらい、地域に残ってもらう、県外に出てもまた戻ってきてもらうことが社会減対策になる。そのためには、こどもの意見を聴いて反映させること、この地域を愛することができるよう、守られて育つことができるという実感を持てるようにすることが必要である。

(小畑委員)

- ・これまでの少子化対策では、親の働き方などに着目した取組がメインになっていて、生まれてきたこどもをどう守るかという視点がうまく入っていなかった。少子化対策と子ども条例の議論は切っても切り離せないものである。親とこどものどちらか一方ではなく、両方をいっしょに考える施策が、結局は少子化対策とこどもの権利を守ることにつながるのではないか。

(垣本委員)

- ・仕事と子育ての両立支援、育休の促進について、制度ができてはいても風土がないと利用できない。民間企業の取組として大きな課題だと感じるのは、社員が希望している子育て支援と、会社がやろうとしている子育て支援に乖離があるのではないかということである。社員が本当に望んでいる子育て支援をすることが、結果としてこどもたちのためになるのではないかと思う。

(11) その他の意見

(竹村委員)

- ・人権という言葉は大事だが、こども固有の権利が抜け落ちてしまう恐れがある。こどもだからこそ必要な権利があるという意味では、人権という言葉だけを使わないほうがよいのではないか。

(対馬委員)

- ・18歳になるとあとは自己責任ということで放置されているこどもをたくさ

ん見てきた。こどもたちが安心して生活していける、自分自身で幸せな人生をつかみ取れるよう、選択できるような支えが必要ではないか。

(野村委員)

- これまでの県の少子化対策の会議では、不登校、いじめ、発達障がい、虐待など、リスクのあるこどもへの対応がやや中心であった。子ども条例では、健康なこどもをいかに健康に育てていくかということを議論して、盛り込んでいきたい。

(榊原委員)

- こども計画の策定にあたり、目標を明確にすることが必要である。こども計画の理念をふまえ、特に改善したい指標（貧困率、不登校のこどもの比率、いじめの比率、虐待の死亡事例の比率など）、5年、10年で必ず達成したい目標を明確に立てたうえで、戦略的に取り組んでいく必要がある。